

海外旅行促進情報発信事業（オーストラリア）委託業務 業務処理要領

1 業務名

海外旅行促進情報発信事業（オーストラリア）委託業務

2 業務目的

令和6年度における道内空港の国際線利用者数は400万人を超え、過去のピーク時と概ね同水準である一方で、アウトバウンドは依然として低迷しており、国際線旅客全体の1割にも達していない状況。

令和7年12月15日には、カンタス航空による「新千歳＝シドニー線」が再開予定であり、航空路線の維持並びに更なる航空ネットワークの充実強化のためには、アウトバウンド需要の拡大が重要であることから、今回、オーストラリアについて、道民に影響力のあるインフルエンサーを活用し、SNS等で情報発信を行い、道民の海外旅行促進を図る。

3 業務の内容

（1）対象国

オーストラリア

（2）インフルエンサーの選定

オーストラリアの魅力を効果的に発信できるインフルエンサーを選定すること。

なお、本業務におけるインフルエンサーについては次の条件を満たすこととする。

（ア）海外旅行をテーマとした情報発信を行うことができる人物

（イ）情報発信を行うことが出来るSNS等を有している人物

（ウ）ターゲット（20代、道内在住者）への訴求力を有している人物

（エ）活用するSNSに応じた情報発信の目標値（下記（4）のとおり）を設定することとし、目標達成可能な人物を起用すること。

・ユーチューブの場合、登録者数15万人以上

・インスタグラムの場合、フォロワー数10万人以上 など

（3）インフルエンサーを活用した現地取材の実施

インフルエンサーによる現地取材を実施すること。

実施時期 令和7年11月10日（月）～14日（金）

渡航者 選定したインフルエンサー、撮影者（マネージャー等） 計2名

取材先 ・新千歳空港国際線ターミナル（北海道エアポート、取材日は別途設定）

・シドニー・キングスフォード国際空港

・オーストラリア政府観光局（またはニュー・サウス・ウェールズ州観光局）

・語学留学の実施校（例：シドニー大学付属語学学校）

・その他、主要観光スポット

取材先へのアポイント等については、契約後、事務局と受託者で調整する。

（ア）業務委託の範囲

・渡航者2名の現地取材の旅行手配、現地取材先との連絡調整、実施

（渡航にあたっては、カンタス航空（往復）を利用して渡航すること）

・渡航者2名の現地での専用車両、案内（添乗）ガイドの手配

（4）情報発信

・現地取材を基に、配信資材（写真・動画等）を作成の上、インフルエンサーの保有するSNS等を活用し、効果的に情報発信を実施すること。

・SNS等による発信に加えて、別の媒体（テレビ・旅行雑誌・WEBサイト・動画等）を活用した情報発信を行うこと（1つ以上）。

・発信内容はもとより、発信回数・閲覧回数などの目標を具体的に設定すること。

なお、情報発信の目標値（配信回数等）は、ユーチューブにおける動画再生回数2千回、イ

Instagramにおけるターゲットリーチ15万回以上を目標値の目安とし、他のSNSを活用する場合には、上記と同等の効果がある目標値を設定すること。

(5) 搭乗記の作成

現地取材の内容を基に、北海道海外旅行促進事業実行委員会が運営するHP「北の国から海外旅行」のコンテンツである「搭乗記」(<https://www.kitanokuni-kaigai.jp/boarding>)を作成すること。(作成した搭乗記については「北の国から海外旅行」で公開する)

(6) 報告書の作成

上記(2)～(5)までの実施結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

(7) その他

本業務の実施にあたっては、委託者と連絡を密にしながら調整を行い臨機応変に対応すること。

4. 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

5. 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、仕様書の内容を基本とし、事務局と受託者が協議して決定する。